明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三八）　一

〔告示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務四七四）　一

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同四七五）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同四七六）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同四七七、四七八、四八〇～四八二）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同四七九）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（同四八三）　二

○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約への締約国の追加に関する件（外務三一三）

○千九百九十五年の穀物貿易規約の有効期間の延長に関する件（同三一四）

○円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一五）

○難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（厚生労働三七五）　三

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（農林水産二一一八）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同二一一九～二一二五）　六

○航路標識に関する件（海上保安庁六五、六六）　七

○道路に関する件（東北地方整備局一五五）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　内閣法制局　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇

会社その他　三三

省令

○厚生労働省令第百三十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

五　滞在者名簿の様式

第十二条に次の一号を加える。

九　滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法

附　則

この省令は、公布の日から施行する。